別表六の二（二十）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の４第２項若しくは第３項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の４第２項若しくは第３項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「翌期繰越額 ㈱－㈲ ㈴」の各欄の外書には、租税特別措置法第68条の15の８第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(三)「7」又は別表六の二(三)付表「2」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六の二(二十)から別表六の二(十六)付表二までを削り、別表六の二(十五)付表を別表六の二(十七)付表とし、同表の次に次の四表を加える。